

○滑川市奨学資金貸与規則

平成24年 3 月30日

規則第 6 号

改正 平成24年10月 5 日規則第24号

(目的)

第1条 この規則は、修学の意欲及び能力を有するにもかかわらず、経済的な事由によって修学が困難な者に対し、奨学資金（以下「資金」という。）を貸与するために必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 資金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（大学院を除く。）、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）及び高等学校の専攻科をいう。以下同じ。）に在学する者
- (2) 本市に住所を有する世帯に属する者
- (3) 修学の意欲がある者
- (4) 身体強健かつ品行方正であって、学業成績が優秀である者
- (5) 学資の支弁が困難である者
- (6) 在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦がある者

(貸与の額)

第3条 資金の貸与の額は、次の区分による。

- (1) 県内大学等 月額 20,000円
- (2) 県外大学等 月額 40,000円

(貸与の期間)

第4条 資金は、これを受けるに至った月から、大学等における正規の修学期間を終了する月までの期間貸与する。ただし、正規の修学期間で卒業できないことについて特別の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(利息)

第5条 貸与した資金には、利息を付けない。

(願出の手続)

第6条 資金の貸与を受けようとする者は、滑川市奨学資金貸与申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)及び奨学生推薦調書(様式第2号)、その他必要書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、保証人が連署しなければならない。この場合において、保証人とは本人の父母又はこれに代わる者(以下「保証人」という。)とする。

(奨学生の決定)

第7条 奨学生の決定は、滑川市奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)に諮って市長が行う。

2 市長は、奨学生を決定したときは、本人に通知する。

(誓約書の提出)

第8条 奨学生は、奨学生決定通知書を交付された日から2週間以内に、保証人と連署して、誓約書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 奨学生が前項の規定による期間内に誓約書を提出しないときは、奨学生の決定を取り消すものとする。ただし、期間内に提出できないことについて特別の事情があるときは、この限りでない。

(交付)

第9条 資金は、毎月、本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

(学業成績証明書の提出)

第10条 奨学生は、毎学年初めに学業成績証明書を市長に提出しなければならない。

(貸与の取消し)

第11条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、資金の貸与を取り消し、又は一時停止することがある。

- (1) 申請書に不実の記載があったとき。
- (2) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (3) 休学し、又は転学したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、奨学生として適当でないと認められるとき。

(借用証書の提出)

第12条 奨学生は、卒業するとき、資金の貸与を辞退するとき又は貸与を取り消され

たときは直ちに、保証人と連署して、奨学資金借用証書（様式第4号）及び奨学資金返還明細書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 奨学生が死亡したときは、保証人は、前項の書類を直ちに市長に提出しなければならない。

（返還）

第13条 奨学生は、卒業したときはその月の翌月から10年の期間内に、貸与を辞退したとき又は第11条の規定によって資金の貸与が取り消されたときは、その月の翌月から10年の期間内に、大学院に進学する者は大学を卒業した月の翌月から2年を経過した後10年の期間内に貸与を受けた資金総額を、月賦、半年賦又は年賦で返還しなければならない。

- 2 前項のうち、大学院に進学する者は、大学を卒業するとき、進学を証明する書類を直ちに市長に提出しなければならない。
- 3 奨学生であった者が、疾病その他特別の事由のため前項の規定による奨学資金の返還方法を変更しようとするとき（全額又はその一部を一時に繰り上げて返還する場合を除く。）は、奨学資金返還方法変更申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

（届出）

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保証人と連署して直ちに、市長に届け出なければならない。

- (1) 休学、転学、復学又は退学したとき。
- (2) 奨学生又は保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。
- (3) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (4) 資金の貸与を辞退しようとするとき。

- 2 奨学生であった者は、資金の返還完了前に、本人又は保証人の住所、氏名その他重要な事項に異動があったときは、直ちに市長に届け出なければならない。
- 3 保証人は、奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、戸籍抄本を添えて遅滞なく、市長に届け出なければならない。

（延滞利息）

第15条 市長は、正当な理由がないのに、資金の返還を遅滞した者に対し、返還期日

後の返還金額に、返還期日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞利息を徴収することができる。

(返還の免除及び猶予)

第16条 奨学生であった者が、資金の返還完了前に、死亡したとき又は心身障害者（負傷又は疾病により、将来にわたり労務に従事することができない程度の心身障害を有する者をいう。以下同じ。）となったとき、その他市長が特別の事情があると認めたときは、返還未済額の全部若しくは一部について、返還を免除又は猶予することがある。

2 奨学生であった者（本人が死亡のときは保証人）が、前項の資金返還の免除又は猶予を受けようとする場合、死亡のときは戸籍抄本を、心身障害者となったときはその事実を証する医師の診断書を、その他特別の事情があるときはその事実を証する書類をそれぞれ添え、奨学資金返還額減免申請書（様式第7号）又は奨学資金返還猶予申請書（様式第8号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、選考委員会に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第24号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号

滑 川 市 奨 学 資 金 貸 与 申 請 書						
ふり がな 氏 名				男・女	住 所	
生年月日	年 月 日		(TEL)			
在学学校・ 学部(科)名	大学 学部 科 学校 課程 (年制 年在学中)					
入学年月	年 月	編入学年月	年 月	卒業予定年月	年 月	
申請理由						
保証人	氏名	(本人との続柄：)				
	住所	(TEL)				
他の奨学金	受給状況	有・無 有の場合(名称：)				貸与・給与)
	出願状況	有・無 有の場合(名称：)				貸与・給与)
生 計 を 同 一 に す る 家 族	住 所	滑 川 市 (TEL)				
	続柄	氏 名	年齢	職 業 ・ 勤 務 先	前年分所得	備考
	父 母					
滑川市奨学生として奨学資金の貸与を受けたいので、連署して申請します。 年 月 日 本 人 印 保 証 人 印 滑川市長 あて						
<記入上の注意> 1 保証人は、本人の父母又はこれに代わる者とする。				<添付書類> 1 在学証明書 2 所得証明書		

様式第2号

奨 学 生 推 薦 調 書					
氏 名 (生年月日)	(年 月 日)	学 歴	中学校 年 月卒業 高等学校 科 年 月卒業		
人物所見					
※学力総合判定	特に優秀なもの	A	※学資状況の判定	学資を全く支払いし得ないもの	A
	平均水準以上のもの	B		学資の一部しか支払し得ないもの	B
	平均水準以下であるが、今後の向上が確実に期待しうるもの	C		学資をどうにか支払し得るもの	C
推薦所見・参考事項	(人物、学力、家計、学資の状態等について申請書、調書に記載されていない特記すべきこと等を記入)				
	記入責任者の職・氏名				
上記の者は、人物、学業成績及び健康状態ともに奨学生として適当であると認め推薦します。 年 月 日 学校長  滑川市長 あて					
<記入上の注意> 1 本人の長所短所等を記載し、課外活動の状況もあわせて記入すること。 2 推薦者は学長、学校長もしくは学部長とし、記入責任者は担当教諭・教授等とすること。 3 ※印の欄は、該当の記号を○で囲むこと。 4 不明な箇所があるときは、空欄のままにすること。					
<添付書類> 1 新入生は、直近の在学していた学校の学業成績証明書 2 在學生は、在学中の学業成績証明書					

様式第3号

誓約書

このたび、滑川市奨学生に採用されました。

つきましては、奨学生の本分を尽すことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても滑川市奨学資金貸与規則に従うことを、保証人と連署して、ここに誓約します。

年 月 日

本人住所

本人氏名

印

保証人住所

保証人氏名

印

滑川市長

あて

様式第4号（借用証書）

奨学資金借用証書

収入印紙

金 _____ 円

滑川市奨学生として頭書の奨学資金の貸与を受けました。

つきましては、滑川市奨学資金貸与規則の規定に従い、保証人と連帯して、別紙奨学資金返還明細書のとおり遅滞なく返還します。

年 月 日

本人住所

本人氏名

印

保証人住所

保証人氏名

印

滑川市長

あて

様式第 5 号（返還明細書）

奨学資金返還明細書

本人	氏名	
	現住所	(TEL)
	勤務先名称	
	勤務先住所	
保証人	氏名	(本人との続柄：)
	現住所	(TEL)
	勤務先名称	
	勤務先住所	
貸与総額		円
貸与期間		年 月から 年 月
返還総額		円
返還期間		年 月から 年 月
返還方法及び返還期日		・月賦（毎月末） ・半年賦（ 月末、 月末） ・年賦（ 月末）

様式第 6 号（返済方法変更）

奨学資金返還方法変更申請書

次のとおり奨学資金の返還方法を変更したいので、次のとおり申請します。

1 従前の返還

年 月から 年 月まで（月賦・半年賦・年賦）

2 希望の返還

年 月から 年 月まで（月賦・半年賦・年賦）

3 事由

年 月 日

本人住所

本人氏名

印

保証人住所

保証人氏名

印

滑川市長

あて

様式第7号（減免）

奨学資金返還額減免申請書

奨学資金の返還額の減免について、次のとおり申請します。

- | | | |
|-----------|---|-----|
| 1 貸与総額 | | 円 |
| 2 交付期間 | 年 | 月から |
| | 年 | 月まで |
| 3 返還済額 | | 円 |
| 4 差引き返還額 | | 円 |
| 5 希望する減免額 | | 円 |
| 6 事由 | | |

年 月 日

本人住所

本人氏名

印

保証人住所

保証人氏名

印

滑川市長

あて

様式第8号（猶予）

奨学資金返還猶予申請書

奨学資金の返還の猶予について、次のとおり申請します。

1 希望の返還猶予期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 事由

年 月 日

本人住所

本人氏名

印

保証人住所

保証人氏名

印

滑川市長

あて

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号

様式第 4 号 (借用証書)

様式第 5 号 (返還明細書)

様式第 6 号 (返済方法変更)

様式第 7 号 (減免)

様式第 8 号 (猶予)